

公 共 北 第 5 0 7 2 号
令和 7 年（2025 年） 6 月 16 日

各所属所長 様

公立学校共済組合北海道支部長 中 島 俊 明
（ 公 印 省 略 ）

育児休業支援手当金の創設について（通知）

このことについて、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）による地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、育児休業支援手当金が創設され、令和 7 年 4 月 1 日から施行しますので、通知します。

育児休業支援手当金の概要と事務手続きは下記のとおりですので、貴所属組合員に対し周知するとともに、事務処理に遺漏のないようよろしくお願いいたします。

記

1 制度の概要

組合員とその配偶者の両方が、同一の子について対象期間内に 14 日以上の子育て休業等を取得する場合に、組合員の休業期間について、28 日間を上限に標準報酬日額の 13%に相当する額（上限額あり）を支給します。

2 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

3 支給要件

（1）対象者

組合員が対象期間内（下記（2）参照）に子育て休業等をした場合において、次のア及びイのいずれにも該当する場合に、子育て休業支援手当金を支給します。

ア 対象期間内に子育て休業等をした日数が通算して 14 日以上であるとき。

イ 当該組合員の配偶者が同一の子について子育て休業等（当該子の出生の日から起算して 56 日を経過する日の翌日までの期間内に 14 日以上子育て休業等を取得しているときに限る。以下「配偶者子育て休業等」という。）をしたとき。

ただし、組合員が子の出生日の翌日において次のいずれかに該当する場合は、上記アのみの該当をもって手当金を支給します。

（ア） 配偶者がいない場合

（イ） 配偶者が当該子育て休業等に係る子と法律上の親子関係にない場合

（ウ） 配偶者から暴力を受け、別居している場合

（エ） 配偶者が行方不明となっている場合（配偶者が勤務先において 3 か月以上無断

欠勤が続いている場合又は災害により行方不明となっている場合に限る。)

(オ) 配偶者が無業者、自営業者、フリーランス等雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業に雇用される労働者でない場合

(カ) 配偶者が当該育児休業等に係る子について産後休業を取得している場合

(キ) 配偶者が当該育児休業等に係る子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間内において当該子を養育するための休業をすることができない場合として次に該当する場合

a 配偶者が日々雇用される者である場合

b 配偶者が出生時育児休業の申し出をすることができない有期雇用労働者である場合

c 労使協定に基づき事業主から育児休業の申出又は出生時育児休業の申出を拒まれた場合

d 配偶者が公務員であって、育児休業の請求について任命権者から承認されなかった場合

e 配偶者が雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業に雇用される労働者であるが、期間を定めて雇用される者である等の理由により配偶者育児休業等の取得要件を満たさない場合

(2) 対象期間

「対象期間」とは、次の期間をいいます。

ア 組合員が当該育児休業等に係る子について産後休業等をしなかったとき

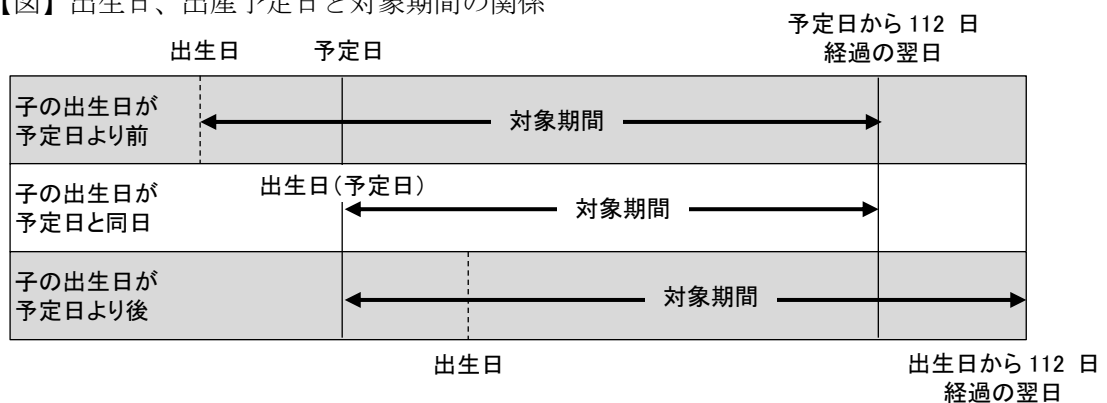
自：子の出生日

至：子の出生日から起算して56日を経過する日の翌日

イ 組合員が当該育児休業等に係る子について産後休業等をしたとき

子の出生日が 出産予定日より前	自：子の出生日 至：出産予定日から起算して112日を経過する日の翌日
子の出生日が 出産予定日と同日	自：子の出生日 至：子の出生日から起算して112日を経過する日の翌日
子の出生日が 出産予定日より後	自：出産予定日 至：子の出生日から起算して112日を経過する日の翌日

【図】 出生日、出産予定日と対象期間の関係



(3) 支給の対象とならない場合

組合員が同一の育児休業等について雇用保険法の規定による出生後休業支援給付金の支給を受けることができるときは、育児休業支援手当金は支給しません。

4 支給期間及び支給対象日

(1) 支給期間

同一の子について当該組合員がした育児休業等ごとに、当該育児休業等を開始した日から当該育児休業等を終了した日までの日数を合算して得た日数が 28 日に達する日までの期間

なお、組合員がすでに育児休業支援手当金の支給を受けたことがあり、かつ、次のいずれかに該当する育児休業等をしたときは、育児休業支援手当金は支給されません。

ア 同一の子について当該組合員が 2 回以上の育児休業等をした場合における 2 回目以後の育児休業等で、育児休業支援手当金の支給要件を満たさないもの

イ 同一の子について、当該組合員が 5 回以上の育児休業等をした場合における 5 回目以後の育児休業等

ウ 同一の子について当該組合員がした育児休業等ごとに、当該育児休業等を開始した日から当該育児休業等を終了した日までの日数を合算して得た日数が 28 日に達した日後の育児休業等

(2) 支給対象日

支給期間内で育児休業等をした日であって、週休日を除く正規の勤務日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を含む）

ただし、週休日が日曜日及び土曜日以外の日と定められている職員に対する育児休業支援手当金については、日曜日及び土曜日を週休日とみなして支給します。

また、非常勤職員に対する育児休業支援手当金は、常時勤務に服することを要する地方公務員の正規の勤務日に準じて割り振った日を正規の勤務日とみなして支給します。

5 支給額

給付日額＝標準報酬日額（注）の 13%

（注）標準報酬日額＝標準報酬月額÷22（10 円未満四捨五入）

ただし、給付日額が給付上限相当額を上回る場合は、給付上限相当額を支給額とします。

期間	令和 7 年 4 月 1 日以後
給付上限相当額	2,781 円

給付上限相当額は、毎年 8 月 1 日に改正されますので、決定次第当支部ホームページ等でお知らせします。

6 報酬との調整

支給期間中に報酬の全部又は一部を支給されているときは、育児休業支援手当金の給付日額と報酬日額を調整します。

7 請求手続き

育児休業支援手当金の請求に当たっては、次の書類を提出してください。

(1) 育児休業支援手当金請求書（別紙様式第 25 号）

(2) 育児休業承認通知書の写し

（育児休業承認通知書が発行されない場合は、辞令の写し及び母子健康手帳の写し等、子の生年月日及び承認された育児休業の期間が分かる書類を添付してください）

(3) 育児休業等に係る子の出産予定日が確認できる書類

（母子健康手帳の写し、医師の診断書（分べん（出産）予定日証明書）等）

(4) その他の必要書類

条件	必要書類
配偶者が配偶者育児休業等をした場合	・組合員の配偶者であることが確認できる書類（世帯全員について続柄が記載された住民票の写し等） ・配偶者育児休業等の取得の事実を証明する書類
配偶者がいない場合	・戸籍謄（抄）本（法律上の配偶者がいないことが確認できるものに限る） ・世帯全員について記載された住民票の写し（続柄が記載されているもの）
配偶者が当該育児休業等に係る子と法律上の親子関係にない場合	・戸籍謄（抄）本（抄本の場合は組合員本人及び対象の子のもの） ただし、住民票において組合員の配偶者が世帯主となっており、対象の子との続柄が「夫の子」又は「妻の子」となっている場合は、戸籍謄（抄）本に代えて世帯全員について記載された住民票の写し（続柄が記載されているもの）でも可
配偶者から暴力を受け、別居している場合	・裁判所が発行する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 10 条に基づく保護命令に係る書類の写し
配偶者が行方不明となっている場合	・組合員の配偶者であることが確認できる書類（世帯全員について続柄が記載された住民票の写し等） ・配偶者の勤務先において無断欠勤が 3 か月以上続いていることについて配偶者の事業主が証明した書類又はり災証明書
配偶者が無業者の場合	・組合員の配偶者であることが確認できる書類（世帯全員について続柄が記載された住民票の写し等） ・配偶者の収入がないことを確認できる書類（直近の課税証明書等） ・課税証明書等に給与収入金額が記載されている場合は、子の出生日の翌日時点で退職していることが分かる書類（事

	業主発行の退職証明書の写し、離職票の写し、雇用保険資格喪失確認通知書の写し等)
配偶者が自営業者やフリーランス等適用事業に雇用される労働者でない場合	・組合員の配偶者であることが確認できる書類（世帯全員について続柄が記載された住民票の写し等） ・配偶者の直近の課税証明書 ・課税証明書等に給与所得（給与収入金額）が記載されている場合は、次のア又はイの書類 ア 子の出生日の翌日時点で退職していることが分かる書類（事業主発行の退職証明書の写し、離職票の写し、雇用保険資格喪失確認通知書の写し等） イ 給与収入金額が労働者性のない役員の役員報酬である場合や育児休業等がない特別職の公務員の場合は、その身分を証明する書類（役員名簿の写し、身分証の写し等）
配偶者が産後休業をした場合	・組合員の配偶者であることが確認できる書類（世帯全員について続柄が記載された住民票の写し等） ・配偶者産後休業等の取得の事実を証明する書類（母子健康手帳の写し、医師の診断書（分べん（出産）予定日証明書）、出産費（出産育児一時金）支給決定通知書の写し等）
上記以外の理由で配偶者が子の育児休業等を行うことができない場合	・組合員の配偶者であることが確認できる書類（世帯全員について続柄が記載された住民票の写し等） ・配偶者が育児休業等を行うことができないことの申告書（別紙様式第 25 号の 2）（以下「申告書」という。） ・申告書に記載した事由に応じた必要書類（詳しくは申告書を参照のこと）

8 育児休業支援手当金の請求に係る特例

子の出生日の翌日より後に次の状態に該当することとなった場合は、特例として育児休業支援手当金を請求することができます。

- (1) 配偶者が配偶者育児休業等の申出（子の出生日から起算して 56 日を経過する日の翌日までの期間内に通算して 14 日以上配偶者育児休業等をする旨の申出に限る。）を行っていたが、「3 支給要件」(1) イの(ア)～(オ)及び(キ)のいずれかに該当したことにより、配偶者育児休業等の日数が通算して 14 日に満たなくなったとき。
- (2) 子の出生日から 14 日を経過する日までに「3 支給要件」(1) イの(ア)～(オ)及び(キ)のいずれかに該当したことにより、配偶者育児休業等を行うことができる日数が 14 日に満たなくなったとき。

なお、該当した場合の請求手続き及び提出書類については、お手数ですが、支部までお問い合わせください。

9 経過措置

育児休業を施行日（令和7年4月1日）前に開始した組合員であって、施行日において現に当該育児休業等をしているものについては、施行日を当該組合員が育児休業等を開始した日とみなして取り扱います。

詳しくは、別紙1「育児休業支援手当金の対象期間及び支給期間の例」をご参照ください。

短期給付係
電話 011-231-4111
内線 35-371・372

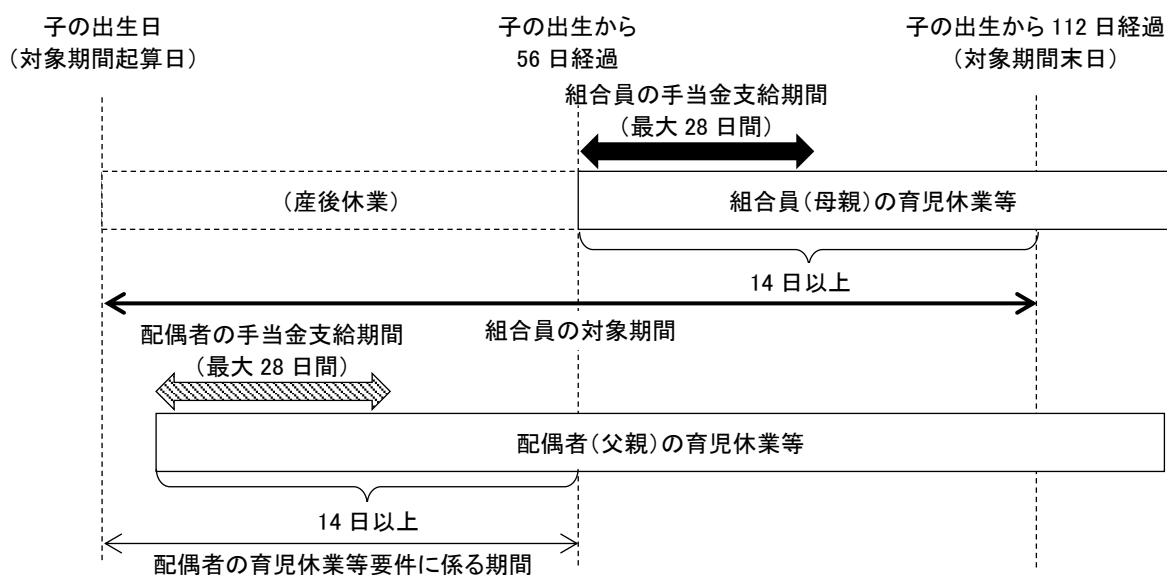
育児休業支援手当金の対象期間及び支給期間の例

(注) 各事例において、子の出生日と出産予定日は同一であるものとします。組合員が産後休業をしており、かつ出産日と出産予定日が異なる場合は対象期間の起算日及び終了日の変動しますので、読み替えてください。

1 基本の例

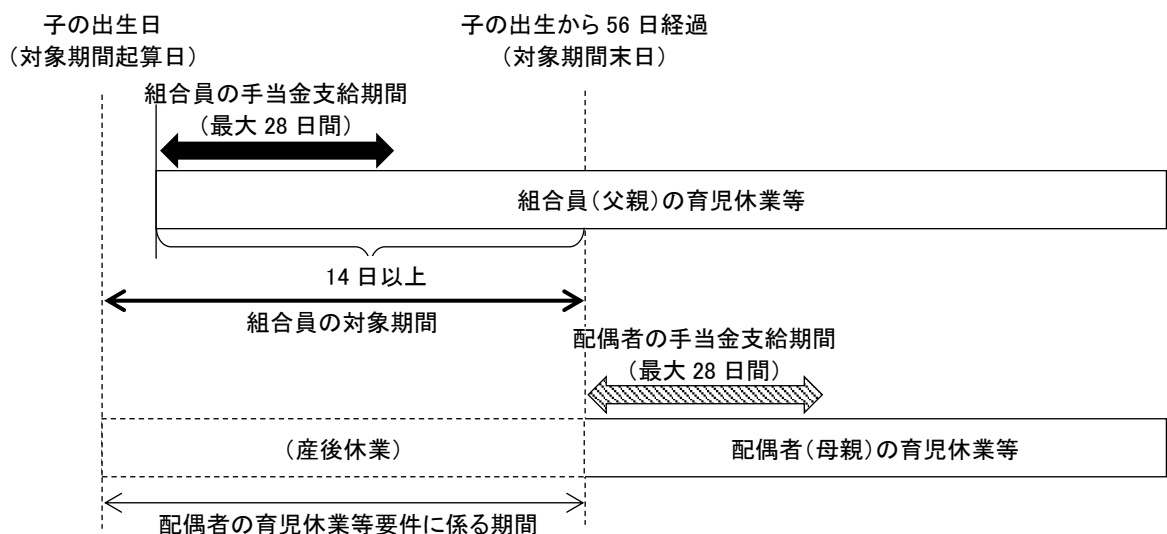
(1) 組合員（母親）と配偶者（父親）が共に育児休業等を取得した場合

組合員（母親）は、育児休業開始から最大 28 日間、育児休業支援手当金を受けることができます。



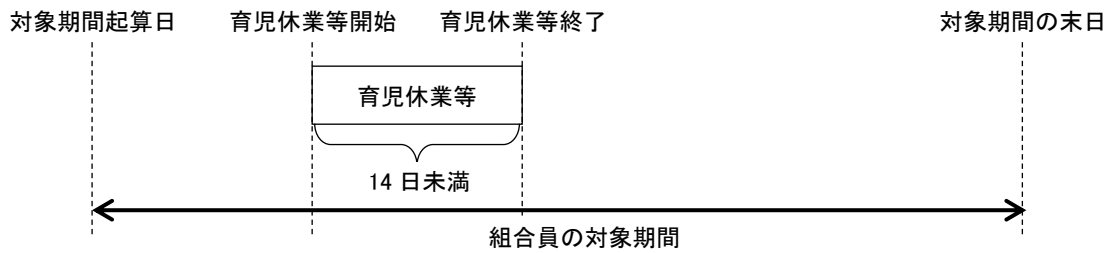
(2) 組合員（父親）と配偶者（母親）が共に育児休業等を取得した場合

配偶者（母親）は子の出生から 56 日を経過する日の翌日までに育児休業等をしていませんが、子の出生日の翌日の時点で産後休業等を取得しており「配偶者の要件を必要としない場合」に該当することから、組合員（父親）は育児休業支援手当金を受けることができます。



(3) 組合員の対象期間内の育児休業等が14日未満の場合

→ 育児休業等開始日から対象期間の末日までの育児休業等期間が14日に満たない場合は、育児休業支援手当金の対象になりません。



2 経過措置

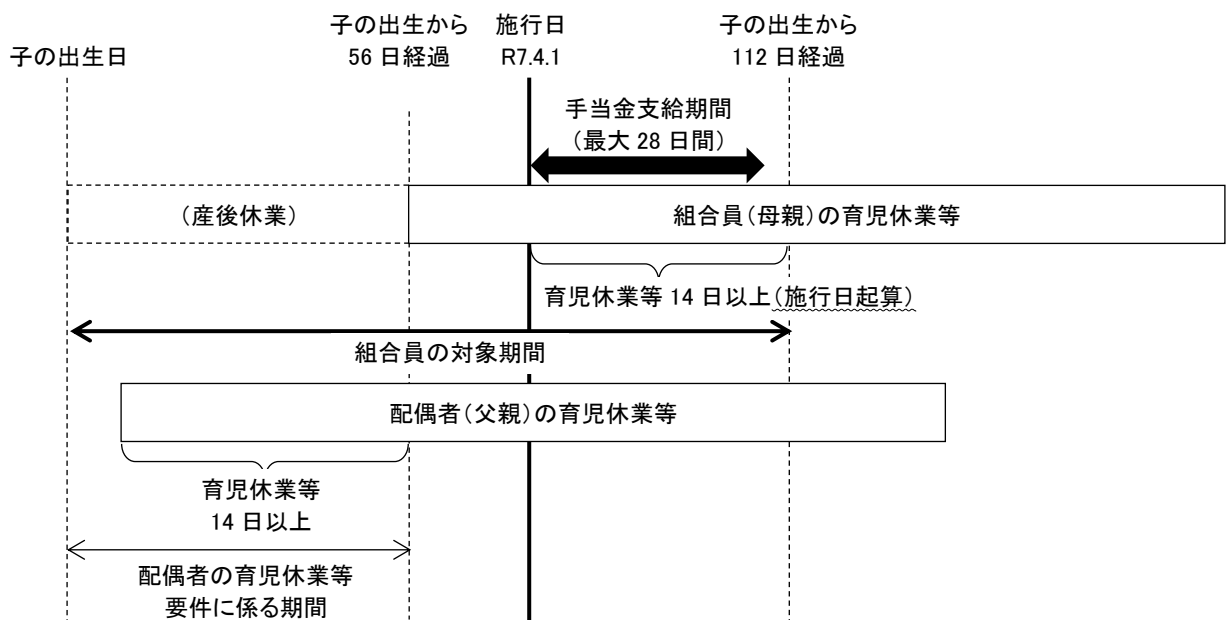
育児休業等を施行日（令和 7 年 4 月 1 日）前に開始した組合員であって、施行日において現に当該育児休業等をしているものについては、施行日を当該組合員が育児休業等を開始した日とみなして取り扱います。

なお、育児休業支援金の対象期間及び配偶者育児休業等の取扱いについては変更がありません。

（１）組合員（母親）の施行日以後の育児休業等が 14 日以上あり、配偶者（父親）も育児休業等を取得した場合

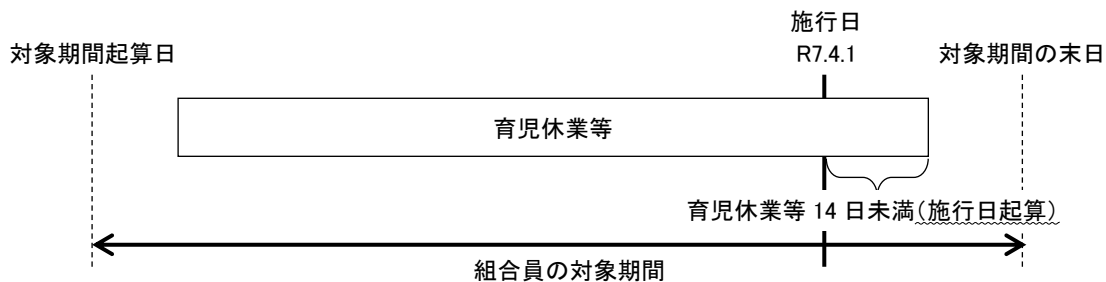
→ 対象期間は子の出生又は出産予定日のうち遅い日から 112 日を経過した日の翌日まで、支給期間は施行日から最大 28 日間です。

なお、配偶者（父親）の要件は、子の出生から 56 日を経過した日の翌日までに通算 14 日以上の育児休業等をしているかどうかによって判断します。



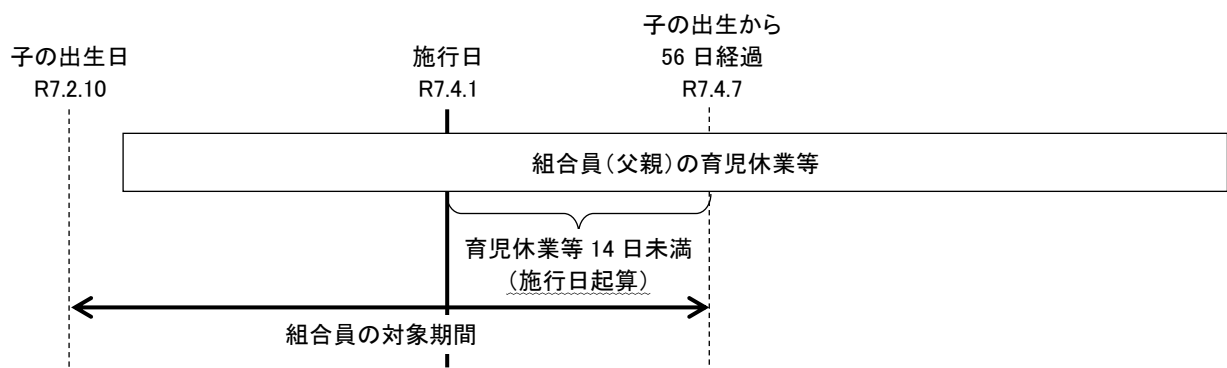
（２）組合員の施行日以後の育児休業等が 14 日未満の場合

→ 施行日より前の期間を含めて育児休業等日数が 14 日以上あっても、施行日から対象期間の末日までの育児休業等期間が 14 日に満たないため、育児休業支援手当金の対象になりません。



（３）組合員の施行日以後の対象期間の末日までの育児休業等が 14 日未満の場合

→ 組合員が施行日以後に 14 日以上の子の出生から経過した日数の育児休業等を取得していても、施行日から対象期間の末日までに育児休業等を取得した日数が 14 日に満たないため、育児休業支援手当金の対象になりません。



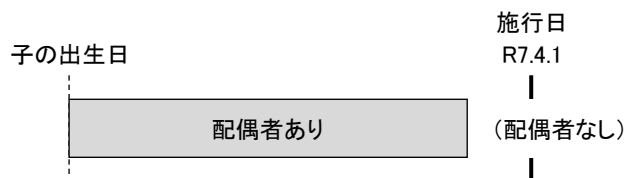
参考：育児休業支援手当金を受給可能な子の出生日

	子の出生日	子の出生から 56 日経過	子の出生から 112 日経過
女性組合員	令和 6 年 12 月 23 日以降		令和 7 年 4 月 14 日以降
男性組合員	令和 7 年 2 月 17 日以降	令和 7 年 4 月 14 日以降	

（４）子の出生日の翌日以後に配偶者のない状態となった場合

→ 「配偶者の要件を必要としない場合」は、原則として子の出生日の翌日の状態で判断します。

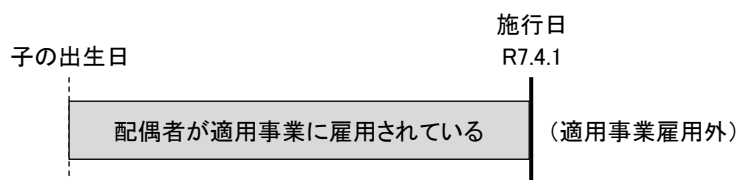
したがって、子の出生日の翌日以後に配偶者のない状態となった場合は、配偶者がいないことを事由として育児休業支援手当金を請求することはできません。



(5) 子の出生日の翌日以後に配偶者が適用事業に雇用される労働者ではなくなった場合

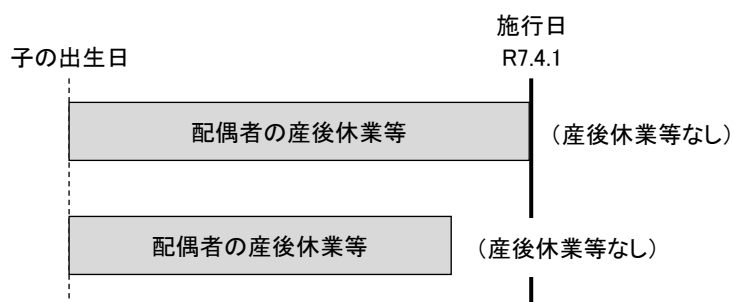
→「配偶者の要件を必要としない場合」は、原則として子の出生日の翌日の状態で判断します。

したがって、子の出生日の翌日以後に配偶者が適用事業に雇用される労働者ではなくなった場合は、配偶者が適用事業に雇用される労働者ではないことを事由として育児休業支援手当金を請求することはできません。



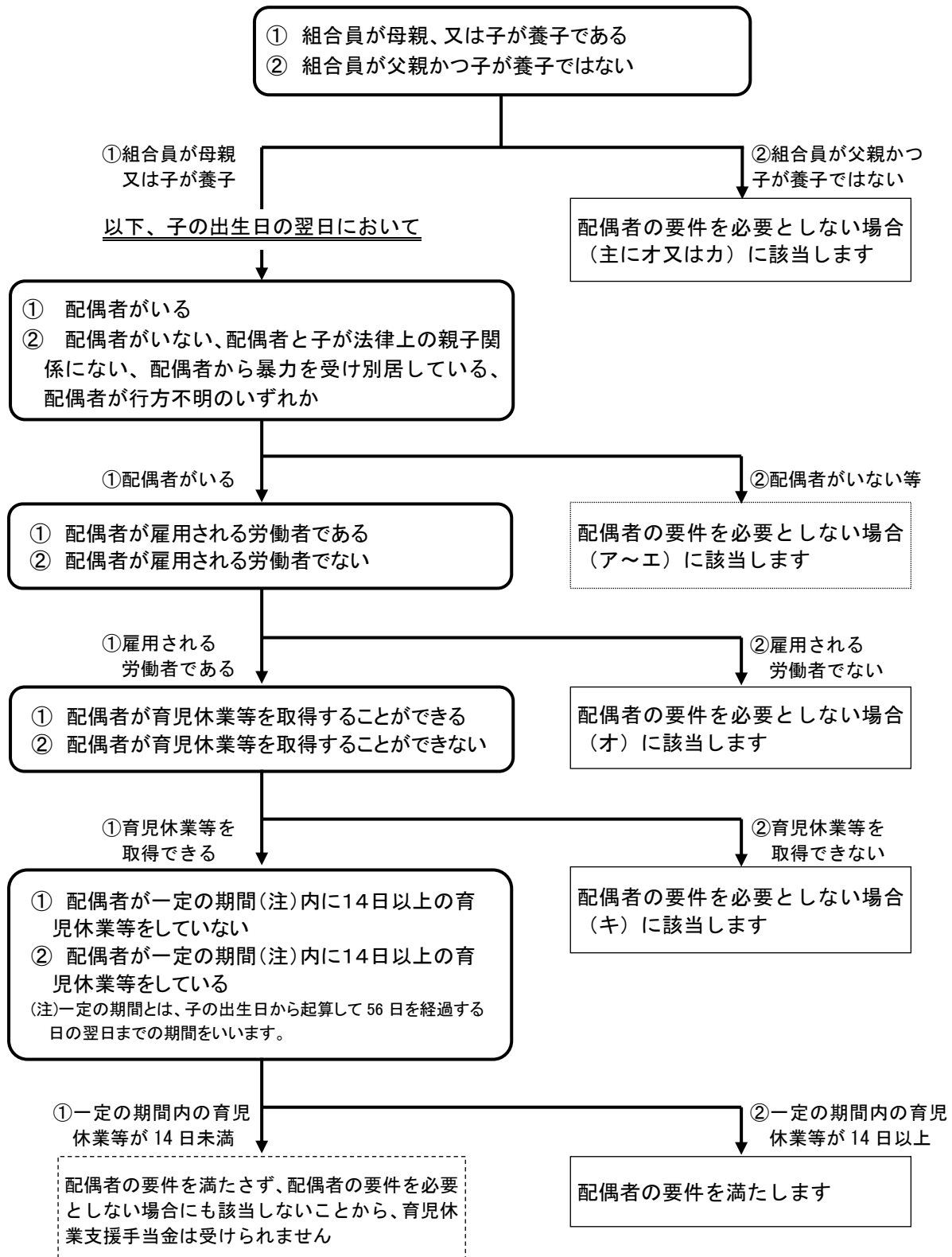
(6) 配偶者が施行日時点又は施行日以前に産後休業等をしている場合

→子の出生日の翌日の時点で配偶者が産後休業等をしている場合は、配偶者が産後休業等を取得していることを事由として育児休業支援手当金を請求できます。



育児休業支援手当金の支給要件の基本フローチャート

育児休業支援手当金の支給を受けるには、組合員が対象期間に育児休業等を 14 日以上取得しており、かつ、配偶者の要件を満たす又は配偶者の要件を必要としない場合（次ページ参照）に該当する必要があります。



育児休業支援手当金における配偶者の要件

配偶者が組合員の育児休業等と同一の子について、育児休業等（当該子の出生の日から起算して 56 日を経過する日の翌日までの期間内に 14 日以上育児休業等を取得しているときに限る）をしていること。

ただし、組合員が子の出生日の翌日において次のいずれかに該当する場合は、配偶者の要件を必要としません。

《配偶者の要件を必要としない場合》

ア	配偶者がいない場合
イ	配偶者が当該育児休業等に係る子と法律上の親子関係にない場合
ウ	配偶者から暴力を受け、別居している場合
エ	配偶者が行方不明となっている場合（配偶者が勤務先において 3 か月以上無断欠勤が続いている場合又は災害により行方不明となっている場合に限る。）
オ	配偶者が無業者、自営業者、フリーランス等雇用保険法第 5 条第 1 項に規定する適用事業に雇用される労働者でない場合
カ	配偶者が当該育児休業等に係る子について産後休業を取得している場合
キ	配偶者が当該育児休業等に係る子の出生の日から起算して 56 日を経過する日の翌日までの期間内において当該子を養育するための休業をすることができない場合として次に該当する場合 a 配偶者が日々雇用される者である場合 b 配偶者が出生時育児休業等の申し出をすることができない有期雇用労働者である場合 c 労使協定に基づき事業主から育児休業の申出又は出生時育児休業の申出を拒まれた場合 d 配偶者が公務員であって、育児休業の請求について任命権者から承認されなかった場合 e 配偶者が雇用保険法第 5 条第 1 項に規定する適用事業に雇用される労働者であるが、期間を定めて雇用される者である等の理由により配偶者育児休業等の取得要件を満たさない場合

育児休業支援手当金請求書

組 合 員 等 記 号 番 号	公 立 北海道	枝番(00)	所 属 所 名	
(フリガナ) 組 合 員 氏 名				
子 生 年 月 日	令和	年	月	日
	子 の 出 産 予 定 日	令和	年	月
育 児 休 業 期	令和	年	月	日まで
配 偶 者 育 児 休 業 等 の 状 況	配偶者が育児休業を（ ☐ 取得している ☐ 取得していない）			
	取得している場合、配偶者の育児休業期間 (令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)			
	取得していない場合、配偶者育児休業等の取得を要件としない事由 ※ア～エのいずれかにチェックを付けてください			
	☐ ア	配偶者がいない、配偶者と子が法律上の親子関係にない、配偶者から暴力を受け別居している又は配偶者が行方不明となっているため		
	☐ イ	配偶者が無業者、自営業者、フリーランス等雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業に雇用される労働者でないため		
☐ ウ	配偶者が当該育児休業等に係る子について産後休業を取得しているため			
☐ エ	上記以外の理由で、配偶者が子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間内において当該子を養育するための休業をすることができないため ※別紙様式第25号の2「配偶者が育児休業等をすることができないことの申告書」を添付してください。			
育 児 休 業 支 援 手 当 金 の 請 求 期 間	令和	年	月	日まで
標 準 報 酬 月 額	等級	円	育 児 休 業 支 援 手 当 金 の 請 求 金 額	円
支 部 受 付 印	上記のとおり請求します。 公立学校共済組合北海道支部長 様 令和 年 月 日 〒 - TEL () - 住 所 請 求 者 氏 名 ⑩			
	上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日 〒 - TEL () - 所 在 地 所 属 所 名 称 長の職・氏名 印			

添付書類

この請求書には、次の書類を添付してください。

(1) 育児休業承認通知書の写し

(育児休業承認通知書が交付されない場合は、辞令の写し及び母子手帳の写し等、育児休業の期間と育児休業に係る子の生年月日が分かる書類の写し)

(2) 育児休業に係る子の出産予定日が確認できる書類

(母子健康手帳の写し、医師の診断書(分べん(出産)予定日証明書)等)

(3) その他の必要書類

事由		必要書類
	配偶者が配偶者育児休業等をした場合	・組合員の配偶者であることが確認できる書類(世帯全員について続柄が記載された住民票の写し等) ・配偶者育児休業等の取得の事実を証明する書類
ア-1	配偶者がいない場合	・戸籍謄(抄)本(法律上の配偶者がいないことが確認できるものに限る) ・世帯全員について記載された住民票の写し(続柄が記載されているもの)
ア-2	配偶者が当該育児休業に係る子と法律上の親子関係にない場合	・戸籍謄(抄)本(抄本の場合は組合員本人及び対象の子のもの) ただし、住民票において組合員の配偶者が世帯主となっており、対象の子との続柄が「夫の子」又は「妻の子」となっている場合は、戸籍謄(抄)本に代えて世帯全員について記載された住民票の写し(続柄が記載されているもの)でも可
ア-3	配偶者から暴力を受け、別居している場合	・裁判所が発行する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条に基づく保護命令に係る書類の写し
ア-4	配偶者が行方不明となっている場合	・組合員の配偶者であることが確認できる書類(世帯全員について続柄が記載された住民票の写し等) ・配偶者の勤務先において無断欠勤が3か月以上続いていることについて配偶者の事業主が証明した書類又は災証明書
イ-1	配偶者が無業者の場合	・組合員の配偶者であることが確認できる書類(世帯全員について続柄が記載された住民票の写し等) ・配偶者の収入がないことを確認できる書類(直近の課税証明書等) ・課税証明書等に給与収入金額が記載されている場合は、子の出生日の翌日時時点で退職していることが分かる書類(事業主発行の退職証明書の写し、離職票の写し、雇用保険資格喪失確認通知書の写し等)
イ-2	配偶者が自営業者、フリーランス等適用事業に雇用される労働者でない場合	・組合員の配偶者であることが確認できる書類(世帯全員について続柄が記載された住民票の写し等) ・配偶者の直近の課税証明書 ・課税証明書等に給与所得(給与収入金額)が記載されている場合は、次のア又はイの書類 - ア 子の出生日の翌日時時点で退職していることが分かる書類(事業主発行の退職証明書の写し、離職票の写し、雇用保険資格喪失確認通知書の写し等) - イ 給与収入金額が労働者性のない役員の役員報酬である場合や育児休業がない特別職の公務員の場合は、その身分を証明する書類(役員名簿の写し、身分証の写し等)
ウ	配偶者が産後休業をした場合	・組合員の配偶者であることが確認できる書類(世帯全員について続柄が記載された住民票の写し等) ・配偶者産後休業等の取得の事実を証明する書類((母子健康手帳の写し、医師の診断書(分べん(出産)予定日証明書)、出産費(出産育児一時金)支給決定通知書の写しなど)
エ	上記以外の理由で配偶者が子の育児休業等をすることができない場合	・組合員の配偶者であることが確認できる書類(世帯全員について続柄が記載された住民票の写し等) ・配偶者が配偶者育児休業等をすることができないことの申告書(別紙様式第25号の2) ・配偶者育児休業等をすることができない事由に応じた必要書類(申告書の「必要書類」欄を参照のこと)

配偶者が育児休業等をする事ができないことの申告書

以下に記載する私の配偶者は、育児休業支援手当の対象となる子の出生日の翌日時点で、次の事由により当該子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間内に14日以上育児休業等をする事ができないことを申告します。

(フリガナ)		配 偶 者 の	☐ 昭和	年	月	日
配偶者氏名		生 年 月 日	☐ 平成			

該当する事由(いずれか一つ)にチェックを付け、事由に応じた必要書類を添付してください。

チェック欄	配偶者が育児休業支援手当の支給要件を満たす育児休業等をする事ができない事由	必要書類
☐ 1	日々雇用される者であるため	労働条件通知書等、労働契約の内容が分かる書類の写し
☐ 2	出生時育児休業の申出をすることができない有期雇用労働者(※)であるため ※子の出生日または出産予定日の翌日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日から6月を経過する日までに労働契約が満了することが明らかな有期雇用労働者が該当します。	労働条件通知書等、労働契約の内容が分かる書類の写し ※以下を記入してください 労働契約の 終了年月日 令和 年 月 日 子の出生日又は出産 予定日のうち遅い日 令和 年 月 日
☐ 3	労使協定に基づき事業主から育児休業の申出又は出生時育児休業の申出を拒まれたため ※労使協定に基づき事業主が申し出を拒むことができるのは次のいずれかに該当する場合に限られます。該当する項目にチェックを付けてください。 ☐ (1) 子の出生の翌日時点の勤務先の事業主に継続して雇用された期間が1年に満たない場合 ☐ (2) 育児休業申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかである場合 ☐ (3) 出生時育児休業の申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかである場合 ☐ (4) 1週間の所定労働日数が2日以下の場合	左記(1)～(4)のいずれかに該当することが確認できる労働条件通知書等労働契約の内容が分かる書類の写し
☐ 4	公務員であって育児休業の請求に対して任命権者から育児休業が承認されなかったため	任命権者が発行した不承認の通知書の写し
☐ 5	適用事業に雇用される労働者であるが、期間を定めて雇用される者である等の理由により配偶者育児休業等の取得要件を満たさないため	労働条件通知書等、労働契約の内容が分かる書類の写し ※必要に応じて他の確認書類の追加提出を求めることがあります。

公立学校共済組合北海道支部長 様

令和 年 月 日

組合員氏名

印